

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市公民館使用条例 第4条第1項		
例規番号	昭和48年条例第40号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第4条 公民館使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、特に必要と認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市公民館使用条例施行規則第6条の規定による。 (附属設備等の使用料) 第6条 条例別表備考第7項の規定による附属設備等の使用料は、別表のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市公民館使用条例 第7条(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和48年条例第40号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消等) 第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても委員会は賠償の責を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 第3条各号の規定に該当する理由が生じたとき。 (4) 使用許可の申請に偽りがあったとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市公民館使用条例 第12条(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和48年条例第40号		
<p>【根拠条文】 (入場の制限) 第12条 委員会は、公民館の管理上適当でないと認めた者に対し、公民館への入場を拒否し、又は公民館から退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市交流センターみらい条例 第6条第1項及び第2項		
例規番号	平成11年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 使用者は、備付物件等を使用するときは、前項に定める使用料のほか、規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>3 委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。</p> <p>4 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市交流センターみらい条例施行規則第4条の規定による。 (備付物件の使用料) 第4条 条例第6条第2項の規定による備付物件の使用料は、別表のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市交流センターみらい条例 第8条		
例規番号	平成11年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消等) 第8条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。 (3) 公益上又はセンターの管理上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用の中止命令		
例規名 根拠条項	赤平市立学校施設の開放に関する規則 第9条第1項		
例規番号	昭和49年教育委員会規則第1号		
<p>【根拠条文】 (利用の中止) 第9条 教育委員会は、事業主事の指示に従わない利用者に対しては、利用の中止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定によって中止された場合、利用者が損害をこうむることがあっても教育委員会は、その責を負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市総合体育館設置条例 第7条		
例規番号	昭和61年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても委員会は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上又は体育館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市総合体育館設置条例 第8条第1項及び第3項		
例規番号	昭和61年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 体育館の利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。</p> <p>3 利用者は、附属設備及び備付物件等を使用するときは、第1項に定める使用料のほか、規則で定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市総合体育館設置条例施行規則第6条の規定による。 (備付備品の使用料) 第6条 条例第8条第3項の規定による備付け備品を使用するときは、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市総合体育館設置条例施行規則 第14条		
例規番号	昭和61年教育委員会規則第4号		
<p>【根拠条文】 (入場の拒否等) 第14条 委員会は、体育館の管理上適当でないと認めた者に対し、体育館の入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市スポーツセンター条例 第7条		
例規番号	平成14年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても委員会は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上又はスポーツセンターの管理上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市スポーツセンター条例 第8条第1項及び第3項		
例規番号	平成14年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 スポーツセンターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 3 利用者は、附属設備及び備付物件等を使用するときは、第1項に定める使用料のほか、規則で定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市スポーツセンター条例施行規則第6条の規定による。 (備付備品の使用料) 第6条 条例第8条第3項の規定による備付け備品を使用するときは、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市スポーツセンター条例施行規則 第14条		
例規番号	平成14年教育委員会規則第6号		
<p>【根拠条文】 (入場の拒否等) 第14条 委員会は, スポーツセンターの管理上適当でないと認めた者に対し, スポーツセンターの入場を拒否し, 又は退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市営テニスコート条例 第6条第1項ただし書		
例規番号	昭和53年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 テニスコートの使用料は、無料とする。ただし、スポーツセンターテニスコートの使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市民プール条例 第4条第1項		
例規番号	昭和60年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第4条 プールを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市民プール条例施行規則 第8条		
例規番号	昭和60年規則第15号		
<p>【根拠条文】 (入場及び使用禁止) 第8条 プールを使用する者(以下「使用者」という。)で、次の各号の一に該当すると認めるときは、入場及び使用を禁止し、若しくは退場を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者のいない幼児 (2) 泥酔者 (3) 精神に障害があると認められる者 (4) 感染症疾患があると認められる者 (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (6) その他別に定めるプール使用心得を守らない者 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市虹ヶ丘球場条例 第7条		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても委員会は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用承認申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上又は球場の管理上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市虹ヶ丘球場条例 第8条第1項		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 球場の利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市虹ヶ丘球場条例施行規則 第11条		
例規番号	平成15年教育委員会規則第10号		
<p>【根拠条文】 (入場の拒否等) 第11条 委員会は, 施設の管理上適当でないと認めた者に対し, 球場への入場を拒否し, 又は退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例 第6条第1項本文		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が、特別の理由があると認める場合は、当該使用料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づく使用料について、委員会が、特別の理由があると認める場合は、当該使用料を後納することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例 第8条		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取消等) 第8条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取消することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても委員会は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用申請書の記載事項に、偽りがあったとき。 (3) その他公益上又はセンターの管理上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例施行規則 第10条		
例規番号	平成4年教育委員会規則第2号		
<p>【根拠条文】 (入場等の拒否) 第10条 委員会は,センターの管理上適当でないと認めたものに対し,センターへの入場を拒否し,又は退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平パークゴルフ場条例 第7条第1項		
例規番号	平成9年条例第18号		
<p>【根拠条文】 (使用の取り消し等) 第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。</p> <p>2 前項の場合、使用者に損害が生じることがあっても委員会は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平パークゴルフ場条例 第8条第1項		
例規番号	平成9年条例第18号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納し、利用券の交付を受けなければならない。 2 第5条により専用使用をする者は、許可と同時に使用料を前納しなければならない。 3 委員会は、公益上の理由、その他特別な理由があると認めるときは前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	現状変更の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市文化財保護条例 第11条第3項		
例規番号	昭和46年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (現状変更の制限) 第11条 市指定文化財の現状を変更しようとするとき,又は所有者等その他関係者がその保全に影響を及ぼす行為をしようとするときは,あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし,修理その他維持の措置をする場合は,この限りでない。</p> <p>2 委員会は,前項の許可について必要な指示を与え,又は条件を付することができる。</p> <p>3 委員会は,第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件にしたがわないときは,現状変更の停止を命じ,又は許可を取消することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいプラザ設置条例 第6条		
例規番号	昭和62年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても市長は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上又はプラザの管理上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいプラザ設置条例 第7条第1項		
例規番号	昭和62年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 プラザの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日